



(講じた措置)

今後は、「福岡市契約事務規則」に準拠し適正な契約を行うよう職員に周知徹底した。

(財政援助団体監査)

1 財団法人福岡市職員厚生会

(事務監査)

(指摘事項)

ア 提案競技において参加報酬を支払う場合の条件書の記載について注意を求めるもの

提案競技において、参加業者に参加報酬を支払う場合は、諸条件を示した条件書の内容に基づき参加報酬を支払うため、条件書には参加報酬の支払条件、支払額を明確に記載しておく必要がある。しかしながら、平成11年度「職員厚生会食堂改善設計コンペ」において、不採用業者に対してコンペ費用を支払い、採用業者には支払っていないが、「福岡市職員厚生会食堂改善設計条件書」では、採用業者には支払わない旨の記載がなく明確となっていなかった。また、不採用業者に対するコンペ費用は、消費税等を内税で支払っているが、同条件書では記載を誤り消費税別となっていた。

今後、参加報酬の支払条件については、条件書に明確に記載するとともに、消費税等の取扱いについては記載に誤りがないよう注意されたい。

(講じた措置)

今後、コンペを実施する際には、参加報酬の支払条件を条件書に明確に記載するとともに、消費税等の取扱いについては、記載に誤りがないよう研修で職員へ周知徹底を図った。